

令和2年度 健診受診期間の延長（令和3年5月まで）

《まだ間に合います！健診受けましたか？！》



緊急事態宣言・コロナ禍の影響を受け、年度内に健診の予約が取れない方や、健診先送りによる健康被害（重症化や発見の遅れ）予防の観点から、**令和2年度分の健診受診については令和3年5月末までの14ヶ月に延長**（※）させていただきます。

《令和2年度～3年度での健診受診イメージ》

	4月～3月	4月～5月	6月～3月
令和2年度 健診		★ ①受診	
令和3年度 健診			★ ②受診

← 延長期間 →

令和3年3月末までに健診を受診できなかった方が対象です！

（※）上記の健診期間延長については、TJK独自の運用であり、監督官庁（厚生労働省/労働基準監督署）等との取り扱いとは異なりますので予めご了承、ご注意のほどお願いいたします。

ポイント！

- 直営健診センター、契約健診機関ともに期間延長の対象です。
- 社員ご本人（被保険者）、ご家族（被扶養者）ともに対象です。
- 令和3年3月末日（令和2年4月～3年3月）までに健診をご受診いただけなかった方が対象です。

②受診の際は、下記お問合せ先までご連絡ください！



—お問合せ先— 東京都情報サービス産業健康保険組合
健康管理グループ 03-3360-5951